

しなければ、その貸し付けができないという状態であり、それで非常に貸し付けが
おくれるということを聞いております。この点はどういうことになっているか。中小企
業振興資金の問題について再質問いたします。

区画整理の問題ですが、市長の答弁、課長の答弁では、どうも若干お
くれるということに受けとれるわけですが、この計画が一年間おくれたときに、物価
の上昇、いろいろな問題があると思えますが、大体どの程度予算が必要となるか。
あくまでも概算で結構ですが、どの程度物価が上昇するかわからない。現在の
制度の試算では七割くらいという点もある。あるいは又、人件費も上がる。工
事費も上がる。事務費も上がるということですが、一年計画がおくれた場合には
大体どの程度概算では予算が必要となるか。二点目として東口の駅前で
権利者同士で訴訟を起こしているという問題が開かれる。この点に対して大
体訴訟を起こしているケースは何件くらいあるか。市長の无ほどの答弁で
相手方の話し合いの中にはできるだけ市側としては入らないということですが、加
美平の例もございますので、双方の話し合いの時点の中で市側としてあつせん
する考えがあるかどうか。それから三点目としてしまして、東口の特に駅前、現

在ビル建設が進んでいるし、又、完成されたものがあるわけです。ここで来年度早
々完成するということもあるということですが、この地区に対して公共下水道の計画
はどのようなになっているか。以上の点を再質問いたします。

○経済課長（生子国利君）

三点ばかりの御質問でございますが、まず申し込み方法

でございますが、これは市長に申し込み用紙を提出するわけですが、条例で商工
会に申し込みを委託しておりますので、商工会がその申し込みを受けると同時に
指導するということになります。したがってその申込書が市の方に上がってまいりまし

て、それから希望の金融機関に對しましてそれを調査依頼をいたしまして、調査が

終わりますと、金融機関といたしましては、審査会を私どもの方で開きますので、
そこで調査の結果を報告していただき、決定ということになります。こういう方法で決

定されますと、本人と申し込みを希望された金融機関に対して決定通知を発
行する。それで金融機関といたしましては、所定の貸し付けの手続をして貸し付けと
いうことになります。市側としては審査が終わり次第、決定通知は即発行し

ておりますけれども、ただ申込者が即その日に行けないとか、あるいは二、三日おいて
から行く場合もあるし、それから書類が契約等の書類上で整わない場合もあると

思いますが、それで多少おくれるような場合もあると思いますが、大体現在のところでは順調に進んでいると思えます。

金融機関の問題でございますが、確かに福生の場合、十店の金融機関を指定しております。これはやはり市民側の方の立場からいたしますと、中小企業の方々が自分の取り引き、あるいはそういう関係を市としては配慮いたしまして、各金融機関を設定しているわけですが、他市におきますと一店、あるいは二店としております。

福生の場合はそういう利便を考えまして十店としておりますので、必ずしも私どもの方で、あるいは商工会の窓口においてもどこを指定はしてありませんので、なるべくなら自分の希望する金融機関を指定するということを指示しておりますので、埼玉銀行が特に申込希望者が少ないのではなかというところも考えられます。預託等におきましては、わりに少ないようでございますが、この点につきましては、預託というものについては実績等を配慮いたしまして、私の方で二十四十万円ばかりの預託金を出しておりますので、あと残りの二百六十万円ばかりの金額につきましまして、貸し付けの状況によって預託を配分をしたいということでございますので、十月あるいは十一月の状況を見まして、あとの預託をしていきたいという考え

方でございます。以上申し上げた申し込みの決定につきましては審査会というものがございまして、その審査会において、商工会あるいは申し込みをされた金融機関の調査が終わったものは、その調査をもとに一応検討をいたしまして、決定という措置をとっております。

○都市計画課長(内田和雄君) 御答弁をさせていただきます。

まず、一年おくれた場合にどの程度の予算がかかってくるかという御質問でございますが、現在の五十五年度までの事業計画に基づきまして進めていまして、毎年一〇%ずつくらいおくれた場合、それが毎年順ぐりおかれていまして五十五年までいきますと、五十六年に延びております事業費というものが七千五百五十七万円でございます。ただこの中には現在の計画額案に基づきます事業費が入っておりますので、実際に物価の上昇率、大体七%程度を見ていきますと、一千五十五万七千円程度が最終的には増額になってくると思えます。これは本当の単純な計算でございます。

駅前で訴訟中のものは何件かということでございますが、地主さんからの裁判になっているものはいろいろ問題を抱えております。件数は七件でございます。

そのうちには、一軒の家が両方の地主さんにまたかっているというように使用している方もいらっしゃるわけでございます。一部はきちんと賃貸契約が済んでいて、一部は賃貸契約がないという、これは昔から知っている人で、いいよ使ってもというよう

な感じでございます。その地主さんが亡くなったたり、又子供の代になりました。それは知らないという問題もからんでいるようにございます。二人の地主が片方はいいわけですが、片方は全然貸していないという方もいるようにございます。七件のうち三件は完全に裁判に入っているようにございます。あと残りの方は片方の裁判の結果を見ながら、それにあわせていきたいというふうなことでございます。

東口の駅前の来年度一件完成するわけですが、公共下水道の問題でございますが、二・二号線には管が入っているわけですが、これがあと換地なり、そういうものがまらんとしていきますと公共ですが、ここにつけてくるわけでございます。公共はまたつけてございせんか、これが決まり次第、下水道の方で実施していただくということになっておりますので、よろしく願いたします。

それから仲介ということでございますが、裁判中のものは非常にむずかしい問題があるわけですが、いまでも私ども相談を受けますという形で審議会委員

の先生方に御相談したりして、地主さんにも接触をもらしまして、何とか早く解決してほしいという、相手方はこういう希望なんだからぜひ協力してくれというふうなお願いしたいというふうなことをしてまいっております。ここで一軒のビルができますと、ほかの問題がいろいろ意味で回転してくるのではないかと、期待を持っているわけでございます。これから又審議会委員の先生方に御相談申し上げたり、いろいろな内容をキャッチしたりして裁判上のむずかしい問題には入れませんけれども、できるだけ早く解決するようなことはいつでもやってまいりたいと思っております。情報キャッチがむずかしい問題もあります。そういう点、いろいろな御意見がございましたら、ぜひ教えていただきまして、私どももできるだけ地主さんの方と、借りている方の方に行き、話をし、なるべく早く解決するように努力をしていきたいと思っております。

○三番(原田生也君) 区画整理の方に関しましては、大分細かい説明をいただいたんですが、市の振興資金の問題ですが、私はいま埼玉銀行、特に名前をあげてやったんですが、これは二月末現在でもやはり埼玉銀行が非常に貸し出し状況が悪いわけですね。それでしかもこれは市金庫になっていながら、どうも一般的に利用者の意見を聞くと、なかなか融資を待っているのも非常に問題が多いために決定がおくれ

るということが開かれるわけです。私は収入役にお聞きしたいんですが、埼玉銀行が一年間に福生市の公金をどのくらい取り扱っているか。それからちょうどこの機会でごさいますので、市長に福生駅の西口の再開発についての基本的な考え方をお聞きしたい。

○議長(岩田 博君)

西口の関係は通告に入っておりませんので……

○三番(原田生也君)

では西口の方は結構です。

○収入役(橋本孝蔵君)

原田議員さんの御質問に御答弁申し上げます。

はつきりした細かい数字は資料はございませんので、大体现在決定してあります。予算額あるいは決算額、それに各会計あわせのものを取り扱っているというふうにお考えいただければ、大体数字が出るのではないかと思います。大体八十億程度のものは扱っていると思えます。

○三番(原田生也君)

予算額 大体八十億を埼玉銀行が市の公金を扱っているわけです。そうしますと、八十億扱っていて、ほかの銀行は実際それだけの市の公金を扱っているところはない。八十億も扱っている銀行が預託金に対して貸し出し割合が非常に少ないというのは、私は納得がいかない。むしろ預託金がなくとも

埼玉銀行は当然、そういう要請があったら貸すというの熱意があってもいいと思います。そのくわいのことは市長から埼玉銀行の方に特別要請してもいいのではないかと思います。その点はどうですか。

○市長(石川常太郎君)

申し出の趣旨をよく埼玉銀行に伝えたいと思います。

○三番(原田生也君)

最後に要望しておきます。

市内の業者の育成のために市の振興資金があるわけですから、市側としては金融機関に対して、もう少し貸し付けの決定を早くして、そして早く実行してもらいうように、市から特に各金融機関にお願いしていただきたい。要望していただきたい。又、今回の定例会の福生市の中小企業振興資金融資一時補てん基金条例ですか、これも上程されておりますので、この辺もあわせて、十分中小企業への育成に力を入れるように、ひとつ配慮していただきたいと思います。

東口の件ですが、この整理については、商店の方々が計画どおりいくかどうかと心配をしているわけでごさいます。非常に大型な設備として、市の発展に貢献をしているという方から見ますと、一日も早く区画整理が完了するように、加美平の二の舞を踏まないように、理事者側に特に要望して、私の一般質問

を終わります。

○議長(岩田 博君) 一時まで休憩いたします。

午前十一時五十四分 休憩

午後一時 開議

○議長(岩田 博君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に二番 松山 清君。

(二番 松山 清君 登壇)

○二番(松山 清君) 二点にわたって一般質問をさせていただきます。

まず第一は交通安全施設についてであります。交通安全施設について担当課においては常にその対策をとっておられることと思います。特に通学路に指定されている道路については、十分な配慮をされていると思いますが、過日、第二小学校PTAにおいて通学路の安全点検を実施し、それに基づき今後の施設の改善等を、福生第二小学校児童通学路の安全施設改善に関する申請書として、五項目について市当局に提出されました。この中には警察等が実施すべ

きものも含まれておりますが、市といたしましてどのような対策をとっておられるのか御答弁を願います。又、これを機会に、市といたしましても他の学区の通学路の安全対策等についても、万全の施設を実施すべく点検等をしていただきたいと思います。この考え方についてお聞かせ願います。

次に就学援助制度についてであります。憲法や教育基本法などで義務教育は無償ということが定められております。しかしインフレや不況の中で、給食費や学用品代など教育費の父母負担は年々重くなり、家計を圧迫してきていることは御承知のことと思います。このような中で、経済的理由により就学困難な家庭に対する援助として、国の就学困難な児童及び生徒にかかわる就学奨励についての国の援助に関する法律に基づき、市当局におきましても平均月収が生活保護基準の一・五倍以下の家庭、又、特別支給等の家庭、その他において援助を実施し、今年度は二百三名の児童、生徒が援助を受けていると聞いております。私はこの制度をもっとより良いものとするために次のような点について質問をいたします。

まず一つは基準の引き上げについてあります。現在、生活保護基準の一・五

倍となっているものを、今後これをふやしていくというような考えを持っておられるかどうか。

二点目については、援助を受けやすいようなPRの仕方についてであります。現在お知らせいたしましたのは、年一回児童生徒に配る。又、市のお知らせで出されておりますが、このような制度をもっと生かすためにも、たとえば学期末等にも再度配りお知らせをするというような考えがあるかどうか。又、そのお知らせの内容についてありますが、この中に、たとえば学用品など幾らくらの援助金額になるか、こういうものについても具体的に記入されたらどうか。一五倍というのが一つの目安になっておりますが、それは当収入ではどのようなものになるのかというようないろいろ具体的な例を挿入してお知らせをする考えがあるかどうか。さらに今年度のお知らせを見ますと、「御家庭によっては、たまたま不幸が重なって生活が苦しく、児童生徒が就学費が思うようにならない方に、十分ではありませんが、学用品や学校給食費などを援助いたします」という形で見出しが始まっておりますが、法では「第一条で経済的理由ということが強く出されておると思います。こういうところから見ますと「たまたま不幸が重なって生活

が苦しい」ということは、法のたてまえからいけば若干かけ離れているのではないか。こういう点について考慮する考えがあるのか、ないのか。その点についてお聞きいたします。

次に申請方法についてであります。現在市として、学校を通して申請が出されるという形になっておりますが、本来市教委に直接でもいいのではないかと。その点についてお考えをお聞きます。

次に支給方法についてであります。文部省の通達によりまして、市教委で直接渡してもかまわないというようなことも出されておりますが、現在学校を通じて渡されておりますが、これを本人の希望等も考えまして、市教委で渡すとか、もしくは銀行振り込み等を実施するとか、そういう考えを持っておられるかどうかお尋ねいたします。

次に予算についての問題であります。今後このような制度に基づいて受給者がふえた場合でも、予算の枠内でしか支給しないと、予算をオーバーすれば、支給人員を制限するというような考えを持っておられるかどうか、お尋ねいたします。

認定についてであります。法でも認定は教育委員会の仕事になってお

られると思いますが、現在学校長の意見等が記入されて市教委に回ると思いますが、こういう点についても教育委員会独自で認定をするということが今後されるのかどうか質問いたします。

最後に市独自の補助項目についてであります。文部省での一定の規定があります。たとえば市独自の補助といたしまして、新たに現在なされているものに付け加えるという考えがあるのかないのか。

以上簡単であります。二点にわたって一般質問をさせていただきます。

(市長 石川常太郎君 登壇)

○市長(石川常太郎君) お答え申し上げます。

多岐にわたっているようでございますが、担当かつ詳しく申し上げさせていただきます。

第一の交通安全につきましては、市といたしましては通学道路につきましては重点的に整備を常に行っているわけでございまして、今後ともそのようにするつもりでございます。なお第二小学校の要望につきましては検討をさせております。

二番の就学援助制度でございますけれども、二つの方法がございまして、これはす

で松山先生御存じのとおりでございます。市におきましては他の市に比較いたしました。市の規模からいたしましてかなり上位にあるようでございますので、現在のところ残念ながら御要望に沿うことはできないようでございます。又、銀行振り込み等の点でございますけれども、先生方には申しわけないでございすけれども、本市におきましては転出も他より多いわけでございまして、銀行振り込みというのは少々不可能ということはおさいますけれども、適当でないというふうに考えているわけでございます。

きわめて簡単でございますけれども、担当者から詳しく答弁をいたさせていただきます。

○建設課長(森田 進君)

自席からお許しをいただきまして、ただいまの市長の答弁のうち、通学路の安全施設について補足して説明を申し上げます。

質問の要点といたしましては、第二小学校のPTAから出されました陳情書の項目に対する対策、もう一点は通学路全体に対する市の点検整備の現状、あるいはこれからの対策ということでございます。

まず第二小学校のPTAから出されました陳情書でございますけれども、御指摘のとおり、五点に分かれています。要望が書かれております。この中には都の公

安委員会が設置する施設もあるわけでございます。たとえば信号機の設置であるとか、横断歩道の設置等については、こうした陳情書が警察の方にも出されているということでございますので、側面からこういった設置について働きかけていきたいと考えております。

道路管理者が整備する内容につきましては二点でございます。具体的に申し上げますと、熊川の加藤写真屋さんのところから一六号の立体交差までの七十メートルにわたります道路の路側線の問題が一点、それからもう一つは熊川の五丁橋のところのガードレールの設置がもう一点ございます。片方の路側線の設置につきましては、御指摘のとおり非常に消えておりまして、早急に路側線を引かなければいけないと痛感をいたしまして、現在設計を急いでおりまして、今月の末ないしは来月には発注できると考えております。五丁橋のガードレールの関係でございますけれども、これにつきましては御案内のように、現在両方に路側線がございまして、ガードレールというような御要望でございますけれども、道路幅員が六メートルという狭い道路でございますので、ガードレールについては都の基準の上で由しますとメートル五十センチというのが一つの基準でございます。そういったしますと都の交通方法

等についても若干問題が出てくると思っておりますので、ガードレールの設置につきましては若干むずかしい面があるのではないかと考えております。なお、この点につきましても通学路でございますので、警察の方と十分協議をいたしまして、ガードレールの設置について、たとえば相互通行か一方通行になるとか、そういうふうな問題がなければ何とか整備をしていきたいと考えております。

通学路の安全施設の点検でございますけれども、これらについては現在私の方でございます現業の直轄者が道路パトロール等行っております。その中で点検あるいは整備をしてあるものがございます。なおそのほかに地元のPTAであるとか、あるいは市民からの通報等によりまして、通学路に対しての補修整備を行っている次第でございます。これらにつきましても、できるだけある能力を積極的に動員いたしまして、できるだけ今後ともこうした補修等については万全を期してまいりたいと考えております。

以上大変雑駁でございますが、補足説明といたします。

○教育委員会学務課長（古谷正夫君） 松山議員さんの御質問の就学援助費に対します点について、自席からお許しをいただきます。市長の補足答弁をいた

します。

現在援助費に關係しましては、市教委といたしまして二通りの方法があるわけがございます。と申しますのは、要保護の關係と準要保護の關係でございます。要保護につきましては、福祉で認定いたしました家庭につきましてすべての方を認定しております。その關係で、支給につきましては修学旅行と卒業記念アルバム代を援助するわけでございます。それで市教委で認定いたしますものにつきましてはどういうものがあるかと申しますと、準要保護の關係でございます。この關係につきましては教育委員会で認定を申し上げているわけでございます。それでこの認定いたしましたものにつきましては学用品とか、教材費、給食費等を補助しているわけでございます。こういうふうな形で認定方法が二通りあるわけでございますが、市教委で認定いたします方法について、又二通りあるわけでございます。そう一つとしては総所得に対して所得控除額におきまして、同じく生活保護基準額で割りまして、もう一つは所得控除額におきまして、同じく生活保護基準額で割りまして、所得を出しまして認定する方法とあるわけでございます。本市では後者の所得控除後の方式を採用しております。これに基づいて、準要保護の家庭を認定しているわけでございます。

まして、それで援助費を支給しております。そういたしますと、総所得によります前者の方がございますよりも、所得控除後の方の額で算出した方が、二者を比較いたしますと、後者の方が幅が広く対象者を求められますので、現在、先ほど市長が答弁したように現在、改正につきましては考えておられないわけでございますので、従来どおりの方法で進めさせていただきたいと思うわけでございます。

PRの方法でございますけれども、現在新学期に始まる前に一度広報等でお出し、新学期の始まるときに全家庭にPRしておるわけでございます。この点について学期末のたびにということなことでございますけれども、私どもとしては現在二通り出しております十分かと思っておりますけれども、この点につきましては学校ともよく協議してまいりたいと思うわけでございます。具体的な学用品等の明細を列記しろというふうな御指摘でございますが、この点については来年度から早々に取り入れてまいりたいと考えております。それから経済的、一時的な不幸な家庭に対しましても扶助をせよというふうな形でございますけれども、現在途中認定いたしておりますので、それをとらせていただきたいと考えております。

申請方法、支給方法というふうな形で述べられておりますけれども、現在

学校を通してやっておりますけれども、方法につきましては、やはり学校としても児童を十分把握するためにも現在の体制のままでいかせていただきたいと考えております。支給方法についてですけれども、やはり扶助費の関係でございますので、口座を持つてあるかどうかというふうな問題もあるわけでございます。それからなお、市長が答弁の中で申し上げているとおり、福生市の場合については転入・転出が非常に多くあるわけでございます。これにつきましては、転出した場合においては、月割りでお返ししていただくという方法をとらなければなりませんので、現行の方法でいかせていただきたいと考えております。

次に予算のワケというふうな形でございますけれども、現在国の予算は打ち切り予算でございます。今年度国の予算が百名といたします。それだけの予算でございます。市といたしましては認定されました者について、現在百四十名程度、小学校の場合でございますけれども、それを市として負担しておりますので、現在のワケ内で申請者がございすれば、予算オーバーいたしましたも、現在の方法でとらせていただきたいと思っております。

七番目の学校長の意見を聞くというふうな考えでございますけれども、現在

の体制としては、やはり学校ということでよく児童を掌握していただくために、現在の方法をとらせていただきたいと思っております。

市独自の補助をいやすということは、先ほどの六番に関係がございしますので、省略させていただきますけれども、一応そういうふうな考えについて、現在持っておりますので、よろしく願います。

○二番（松山 清君） 自席から再質問させていただきます。

まず通学路の問題についてであります。整備をしているということでありますが、そういう中でもPTA等いろいろな調査をしますと、漏れているという。又交通量の変化という中で、新しい問題が次々に出てくるわけです。そういう点では今後ともひとつ力を入れて整備をしていただきたいと思います。

二小関係から出ました陳情書等につきましては、一応白線を引くという問題については考えておられるようなので、それを至急やっていただきたいと思います。ガードレール等のところは道路の幅が狭いので、いろいろむずかしい問題もあるかと思えますが、PTAの皆様さんとも市当局としましてはよく相談をしていただきたいと思えます。そういう点でいろいろな処置をお願いしたいと思います。今後この